

1 規則等の題名

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年高知県公安委員会規則第2号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）第1条

3 規則等の制定日

令和6年2月13日（火曜日）

4 結果公示の日

令和6年2月13日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45条）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更該当するため。

7 規則等の概要

- 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部刑事部刑事企画課
TEL：088-826-0110（内線 4034）

公安委員会規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

第1条第1項第2号中「勤務する庶務勤務の」を「勤務し、庶務を担当する」に改め、同条第3項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改める。

第2条中「司法警察員は、次のとおり」を「司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次に掲げる者」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

新旧対照表

新

高知県刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（抜粋）

第1条 高知県警察に勤務する警察官のうち、次に掲げる警察官は、司法警察員とする。

(1) 略

(2) 巡査長の職にあり、生活安全、捜査、鑑識、交通及び警備の各部門に勤務する巡査の階級にある警察官（警察署に勤務し、庶務を担当する警察官を除く。）

2 略

3 高知県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、高知県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

第2条 高知県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

旧

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（抜粋）

第1条 高知県警察に勤務する警察官のうち、次に掲げる警察官は、司法警察員とする。

(1) 略

(2) 巡査長の職にあり、生活安全、捜査、鑑識、交通及び警備の各部門に勤務する巡査の階級にある警察官（警察署に勤務する庶務勤務の警察官を除く。）

2 略

3 高知県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、高知県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

第2条 高知県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略